

平成28年8回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 平成28年8月25日(木)

午後 2時30分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 竹下教育長, 梅田教育長職務代理者, 河埜内委員, 浅野委員, 西野委員,  
中秋委員

4 説明員 久重教育次長, 岡元教育振興課長, 九十九学校教育課長,  
堀信文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長

5 会議事件  
付議案件

議案第55号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について  
(平成28年度教育委員会関係補正予算案)

議案第56号 平成28年度準要保護児童及び生徒の認定について

議案第57号 平成29年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について

○竹下教育長 ただいまから, 平成28年第8回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第55号から第57号は, 成案となる前の内部検討の段階であるため, また個人の情報であるため, 非公開とすることに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。  
職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○西野委員 はい。

○中秋委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第55号から第57号は非公開とすることに決定しました。これより非公開とします。

(非公開)

○竹下教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成28年第8回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。その他報告事項があれば報告願います。

○九十九課長 前回の教委育委員会会議でALTの規則に関わって御質問をいただいたものにこの場をお借りして回答をさせていただきます。ALTの給料については1年目が28万円、2年目が30万円、3年目が32万5千円というように今回改正させていただきました。今まではとにかく月額30万で、ただし所得税や住民税控除後において年額が360万を下回る場合には、下回らないように月額を改正するという内容があったのですが、ALTの国レベルの改正に基づいてそのようなただし書きがなくなりました。なので極端なことを言いますと、年に360万円を下回った場合にも上乘せして給料の月額を増やすということはありません。今のALTは1年目なので住民税についてはかかりませんが、所得税は月額7,610円くらいかかります。しかし現在国と国の間で租税条約というものが結ばれており、アメリカとイギリスは租税条約を日本と結んでおり、日本で住民税も所得税も取らないというシステムになっております。ただカナダはそれが結ばれていません。現在竹原に来ているALTはアメリカ人が2名、イギリス人が1名、カナダ人が1名おります。ですので、カナダから来ているALTの場合はカナダに帰ったときに還付をしてもらう手続きをするそうです。すると日本で払っていた税金分は返ってくるようなシステムになっています。なので実質的には消費税以外は支払わなくていいという状況になるということです。

○梅田教育長 市民税は2年目からはどうなるのですか。  
職務代理者

○九十九課長       アメリカとイギリスから来ているALTについては徴収されず、カナダから来ているALTは徴収されます。しかし、カナダに帰ったときには還付されるだろうということになります。

平成28年8月25日     午後 2時30分閉会